【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月12日
【会社名】	株式会社魚力
【英訳名】	UORIKI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　中田 雅明
【本店の所在の場所】	東京都八王子市石川町２９６９番地５
【電話番号】	０４２（６４８）８８６８（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 伊藤 忠彦
【最寄りの連絡場所】	東京都八王子市石川町２９６９番地５
【電話番号】	０４２（６４８）８８６８（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 伊藤 忠彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成24年５月８日開催の取締役会において、平成24年６月１日を効力発生日として、当社卸売事業を会社分割し、新たに設立する株式会社大田魚力に承継する新設分割を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第７号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本新設分割の目的

当社は、グループ全体の経営基盤の再構築の一環として、物流体制の再編と再構築を検討してまいりました。平成24年４月１日付で東京都中央卸売市場大田市場の仲卸業務許可書取得に伴い、卸売事業の業容拡大、収益構造強化を図る一方、大田市場における仲卸業機能を活用することで、当社グループにおける各事業の仕入・物流に係るトータルコストを削減していくために、新会社として分社化することといたしました。

(2) 新設分割の方法

当社を分割会社とし、株式会社大田魚力を承継会社とする新設分割です。

(3) 新設分割に係る割当ての内容

新会社は本分割に際して普通株式200株を発行し、その全部を当社に割り当てます。

(4) その他の新設分割計画の内容

① 新設分割に係る日程

平成24年５月８日 分割計画取締役会承認

平成24年６月１日 分割期日（効力発生日）

なお、本分割は会社法第805条に定める簡易新設分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行います。

② その他の新設分割計画の内容

当社が平成24年５月８日開催の取締役会で承認した新設分割計画書の内容は後記のとおりです。

(5) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は当社が単独で行う新設分割であり、割り当てられる株式数によって当社と新会社との間の実質的な権利義務関係に差異は生じない事から割り当てられる株式数を任意に定めることができると認められるため、第三者機関による算定は実施せず、新会社の資本金の額等を考慮し、決定いたしました。

(6) 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金又は出資の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社大田魚力
本店の所在地	東京都大田区東海三丁目２番地８
代表者	代表取締役 黒木計佐文
資本金の額	10百万円
純資産の額	77百万円
総資産の額	77百万円
事業の内容	海産物の国内外卸売

新設分割計画書

株式会社魚力（以下、「当社」という）は、当社の営む卸売事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社大田魚力（以下、「新会社」という）に承継させる新設分割（以下、「本分割」という）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下、「本計画」という）を作成する。

第１条　（新会社の定款で定める事項）
1．新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
（１）目的　　：　別紙１「定款」第２条に記載のとおり
（２）商号　　：　株式会社大田魚力
（３）本店の所在地　：　東京都大田区。なお、本店の所在場所は、東京都大田区東海三丁目２番地８　とする。
（４）発行可能株式総数：　８００株
2．前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。

第２条　（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名）
新会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。
設立時取締役　：　黒木計佐文、中田雅明、山田雅之
設立時監査役　：　伊藤忠彦

第３条　（新会社が本分割により当社から承継する権利義務に関する事項）
新会社は、本分割に際して別紙２「承継権利義務明細表」に記載のとおり当社から資産その他の権利義務を承継する。なお、新会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

第４条　（新会社が本分割に際して交付する株式）
新会社は、本分割に際して普通株式２００株を発行し、そのすべてを前条で定める権利義務に代えて当社に交付する。

第５条　（新会社の資本金の額等に関する事項）
新会社の資本金の額は、１０，０００，０００円とする。なお、その他資本剰余金の額は、会社計算規則第４９条第１項に定める株主資本等変動額から、下記資本金の額を減じて得た額とする。

第６条　（分割期日）
会社法第９２４条第１項第１号に基づき当社が定める日（以下、「分割期日」という）は平成２４年６月１日とし、同日より２週間以内に新会社の設立登記を行うものとする。但し、手続きの進行上の必要性その他の事情により必要な場合には、当社の取締役会決議によりこれを変更することができる。

第７条　（簡易分割）
当社は、会社法第８０５条の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく、本分割を行う。

第８条　（競業避止義務）
当社は、分割期日後においても会社法第２１条に定める競業避止義務を負わない。

第９条　（分割条件の変更及び本分割の中止）
本計画の作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、当社の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合には、当社の取締役会決議により、本計画を変更し、または本件を中止することができる。

第１０条　（その他の事項）
本計画に定めるもののほか、本分割に必要な事項は、本計画の趣旨に従って当社の取締役会がこれを定める。

以 上

平成２４年５月８日

東京都八王子市石川町２９６９番地５
株式会社魚力
代表取締役 中田 雅明

別紙１

株式会社大田魚力 定 款

第１章 総 則

（商号）

第１条 当会社は、株式会社大田魚力と称し、英文ではOTA UORIKI CO.,LTD.と表示する。

（目的）

第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

① 魚介類、水産物の加工、卸売、小売
② 食料品の製造、販売
③ 酒類、塩、たばこ及び米穀の販売
④ 農水産物の輸出入販売業
⑤ 外食産業及び食料品の販売並びにその斡旋
⑥ 一般貨物自動車運送業及び貨物運送取扱事業
⑦ 冷蔵倉庫業、普通倉庫業及びそれに付帯する物流業務
⑧ 前各号に掲げる事業の経営指導及び業務受託
⑨ 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

（機関）

第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

① 取締役会
② 監査役

（公告の方法）

第５条 当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章 株 式

（発行可能株式総数）

第６条 当会社の発行可能株式総数は800株とする。

（株式の譲渡制限）

第７条 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を必要とする。

第３章 株主総会

（招集）

第８条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

２ 株主総会を招集するには、会日より１週間前迄に、各株主に対して、その通知を発するものとする。

（招集権者及び議長）

第９条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２ 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（議決権の代理行使）

第１０条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２ 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１１条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

２ 会社法第３０９条第２項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１２条 当会社の取締役は、３名以上５名以内とする。

（取締役の選任）

第１３条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

２ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

３ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第１４条 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２ 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び社長）

第１５条 当会社に代表取締役１名を置き、取締役会の決議によって定めるものとする。

２ 当会社の代表取締役は社長とする。

３ 代表取締役社長は、当会社を代表し、業務を統括する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第１６条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第１７条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第１８条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第１９条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面、または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）
第２０条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）
第２１条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）
第２２条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第５章 監 査 役

（監査役の設置）
第２３条 当会社は監査役を置く。

（監査役の員数）
第２４条 当会社の監査役は、２名以内とする。

（監査役の選任）
第２５条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２ 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）
第２６条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（監査役の報酬等）
第２７条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決める。

第６章 計 算

（事業年度）
第２８条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日とする。

（剰余金の配当）
第２９条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して配当する。

（剰余金の配当の除斥期間）
第３０条 当会社が、株主に対し剰余金の支払いの提供をしてから満３年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

以 上

別紙２

承継権利義務明細表

新会社は、当社から、卸売事業（以下、「本件事業」という）に関して有する権利義務を承継し、その明細は以下のとおりとする。なお、これらの権利義務のうち資産及び債務その他の負債（以下、単に「負債」という）については、平成24年3月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した上で決定する。

上記にかかわらず、法人格が変わることに対して移転が認められないもの、契約上移転できないもの、もしくは許認可の再取得や契約の再締結が必要なもののうち本件分割の日までに対応が完了できなかったものについては、承継権利義務から除外する。

1．承継する資産

流動資産	：	77,406千円
売掛金	：	67,729千円
△貸倒引当金	：	△189千円
商品	：	9,866千円

2．承継する負債

流動負債	：	224千円
未払金	：	224千円

3．権利義務等

本件事業に関する一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務を承継する。

4．労働契約上の権利義務

新会社は、本件事業に関する雇用契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務を承継しない。なお、新会社は分割効力発生日において、当社に在籍し本件事業に従事する従業員を当社からの出向者として受け入れる。

以 上